

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・ まちづくり	都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例 〔法第 16 条関係〕	別添 1
都市再生・ まちづくり	都市計画の決定・変更に係る都市計画法の特例 〔法第 21 条関係〕	別添 2

《凡例》

法：国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認められる特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例（国家戦略住宅整備事業）
〔法第 16 条関係〕

【要件】

- ①事業を実施しようとする場所が国家戦略特別区域内の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高度住居誘導地区を除く。）又は商業地域内にあること。
- ②建築基準法第 52 条第 1 項の規定による制限の緩和を受けて、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。

(別添 2)

都市計画の決定・変更に係る都市計画法の特例（国家戦略都市計画建築物等整備事業）
〔法第 21 条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設を整備する事業であって、都市計画の決定又は変更により可能となるものを行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。